

# 総合評価落札方式（特別簡易型）の 試行に関する運用ガイドライン

古 河 市

令和元年 6 月

## はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された。平成26年6月には品確法が改正され、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が目的として追加されたところである。

また、品確法第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が平成26年9月に変更され、品確法第22条に基づき、「発注事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）についても、平成27年1月に策定がされたところである。

本書は、古河市の発注工事について、品確法及び基本方針や運用指針に基づき品質確保を図っていくため、総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に際しての運用ガイドラインを示したものである

なお、本ガイドラインの内容は、総合評価落札方式の種類や試行結果を踏まえ、改善を図っていく予定である。

## 目 次

1. 総合評価落札方式の概要	3
(1) 総合評価落札方式の種類	3
(2) 総合評価による落札者の決定方法	4
2. 総合評価落札方式（特別簡易型）の標準基準	5
3. 学識経験者からの意見聴取	6
(1) 意見聴取の目的	6
(2) 意見聴取の内容	6
(3) 意見聴取の時期	7
(4) 意見聴取の方法	7
4. 評価資料の審査及び審査委員会	7
5. 総合評価落札方式の実施手順	8
6. 情報公開	9
(1) 入札説明書等	9
(2) 落札者決定後	9
(3) 苦情申し立て等への対応	9
7. その他の留意事項	9
(1) 電子入札の適用	9
(2) 低入札価格調査制度の適用	9

## 1. 総合評価落札方式の概要

### (1) 総合評価落札方式の種類

総合評価落札方式の実施にあたり適用する工事の選定及び特別簡易型、簡易型、標準型のいずれを適用するかについては、当該工事の性状（規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請への対応、総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能の向上））を考慮し、必要に応じて「茨城県における総合評価落札方式の試行に関する運用ガイドライン」等を参考の上選択する。

なお、当面の間は「特別簡易型」で試行することとする。

#### ①特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

#### ②簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

#### ③標準型

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、発注者の求める工事内容を実現するため、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

### 【特別簡易型及び簡易型総合評価落札方式】

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて地域精通度や地域貢献度を評価し地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

比較的工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術的な工夫の範囲が限定されることから、公共工事の価値の向上を図る一方で、不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工が重要となる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や維持管理費の軽減に繋がるものであり、これにより供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めたコスト縮減、事業効果の早期発現等の利益を享受することができる。

さらに、地域の視点からは、現地条件の熟知、災害時の地域貢献等、地域に精通し貢献している企業が工事を実施することにより、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受することも期待できる。

### 【標準型総合評価落札方式】

標準型を適用する工事においては、施工上の特定の課題等について民間事業者による技術提案を募り、工事の品質向上を期待するものである。

市民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値を高めることができる。その結果、市民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受することができる。

## (2) 総合評価による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、総合評価点の最も高いものを落札者とする。

また、総合評価点の算出方法は、除算方式を基本とする。

### 【除算方式の考え方】

- ①企業の技術力、信頼性、社会性や技術提案された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価。
- ②価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価。  

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$
- ③入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、総合評価点の最も高いものを落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価。

### 【総合評価点の算出方法】

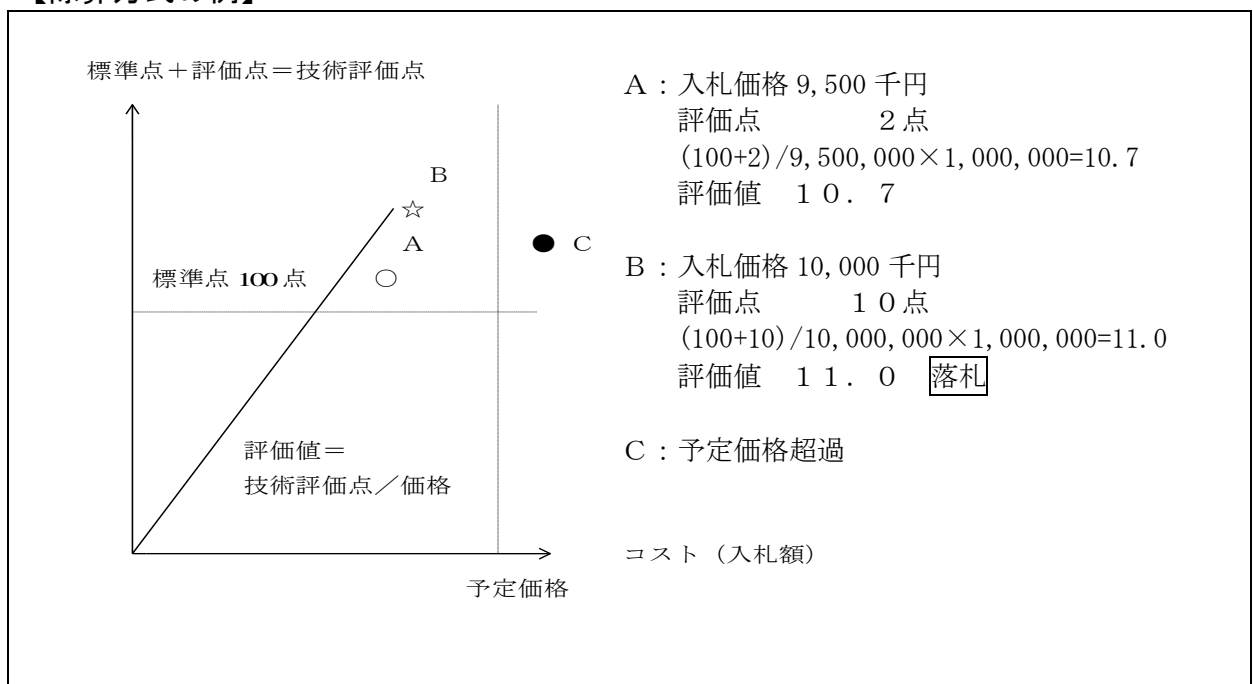
$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格} \times 10^6$$

※ 技術評価点

標準点：100点

評価点：10点程度（特別簡易型の場合）

### 【除算方式の例】



## 2. 総合評価落札方式（特別簡易型）の標準評価基準

特別簡易型の評価項目、配点、評価基準及び評点は、以下の標準評価基準表（特別簡易型用）を標準として各工事の性状を考慮し、個別に決定する。

### ◆標準評価基準表（特別簡易型用）

評価項目	配点	評価基準	評点
<b>ア 工事成績評定</b> 入札日の属する年度を除く直近2年度間の古河市発注工事の検査成績評定点の平均点（成績評定工事を対象） ※ 平均点が65点未満の者は、入札参加を認めない。 ※ 共同企業体の構成員（出資比率20%以上に限る）の場合も、平均点算出の対象とする。 ※ 対象工事の工種による区分等を行わない。	3.0点	<b>【1位満点方式】</b> 評価点=3.0点(満点)×(当該競争参加者の平均値-65.0点)÷(競争参加者の内の最高平均値-65.0点) (小数点以下第2位四捨五入1位止)	
		実績なし	0点
<b>イ 企業の施工実績</b> 入札日の属する年度を除く直近10年度間に国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種・類似工事を元請けとして施工した実績 <b>【同種・類似の条件・期間等は当該工事の条件に応じて定める】</b> 注) 入札参加資格が評価項目と同じ要件である場合は、評価対象としない	2.0点	単体又は共同企業体の代表者での受注実績	2.0点
		共同企業体(出資比率20%以上に限る)の代表者以外での受注実績	1.0点
		上記以外	0点
<b>ウ 企業の優良表彰の実績</b> 入札日の属する年度を <u>含む</u> 直近5年度間に国、都道府県及び古河市において、工事の施工が優良であるとして表彰等を受けた実績 ※ 共同企業体の場合は、代表構成員のみ対象とする。	1.0点	有り	1.0点
		無し	0点
<b>エ 配置予定技術者の保有する資格</b> 工事現場に配置を予定する主任技術者又は監理技術者が保有している資格の種類（共同企業体の場合は、同企業体の代表者が配置を予定する技術者）	1.0点	監理技術者となり得る国家資格	1.0点
		主任技術者となり得る国家資格	0.5点
		上記以外	0点
<b>オ 配置予定技術者の施工経験</b> 入札日の属する年度を除く直近10年度間に国、地方公共団体、特殊法人等が発注する同種・類似工事を元請けの主任技術者又は監理技術者として施工した経験 ※共同企業体の構成員の場合は代表構成員のみとする。 <b>【同種・類似の条件・期間等は当該工事の条件に応じて定める】</b> 注) 入札参加資格が評価項目と同じ要件である場合は、評価対象としない	1.0点	有り	1.0点
		無し	0点
<b>カ 地域内拠点の有無</b> 工事箇所と本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 注) 入札参加資格が評価項目と同じ要件である場合は、評価対象としない	2.0点	古河市内に本店を有す	2.0点
		古河市内に建設業法第3条許可を受けた支店等を有する	1.0点
		上記以外	0点

<b>キ 災害時地域貢献の実績</b> 古河市内における入札日の属する年度を除く直近 10 年度間の災害時地域貢献の実績，又は入札公告日現在における古河市との災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。ただし，応急対策協定に関しては，協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合（協定書の災害対応組織図等に当該企業名の記載がある場合）とする。また，災害時地域貢献の実績の評価対象は，公共施設に関する貢献のみならず，災害時における地域や民間施設に関する貢献，社会的な災害に関する貢献も含むこととするが，発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等が存するものに限る。なお，貢献活動に際し対価を得ている場合にも，当該行為が営業活動でなく対価が実費相当である場合には評価する。	1.0 点	有り	1.0 点
		無し	0 点
<b>ク 地域活動（ボランティア）の実績</b> 古河市内における過去 2 ヶ年度のボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は，入札日の属する年度の前年度及び前々年度において，いずれも実績のある場合で，古河市が管理する社会資本（道路，河川，公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また，活動の内容は前年度及び前々年度において，共通のもので無くとも良いが，発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書，感謝状，新聞記事，主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	1.0 点	有り	1.0 点
		無し	0 点
合 計		～12.0 点	

### 3. 学識経験者からの意見聴取

#### (1) 意見聴取の目的

総合評価落札方式の実施にあたり，地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき，恣意的な判断を排除し，客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

従って，技術的な見地からではなく，総合評価落札方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

#### (2) 意見聴取の内容

個別工事毎に総合評価落札方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

ただし，当該意見聴取の際に，入札後，落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くこととする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは，当該落札者を決定しようとするときに，学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (3) 意見聴取の時期

- ① 落札者決定基準については、一般競争入札審査会又は指名委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行う。
- ② 落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、入札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行う。

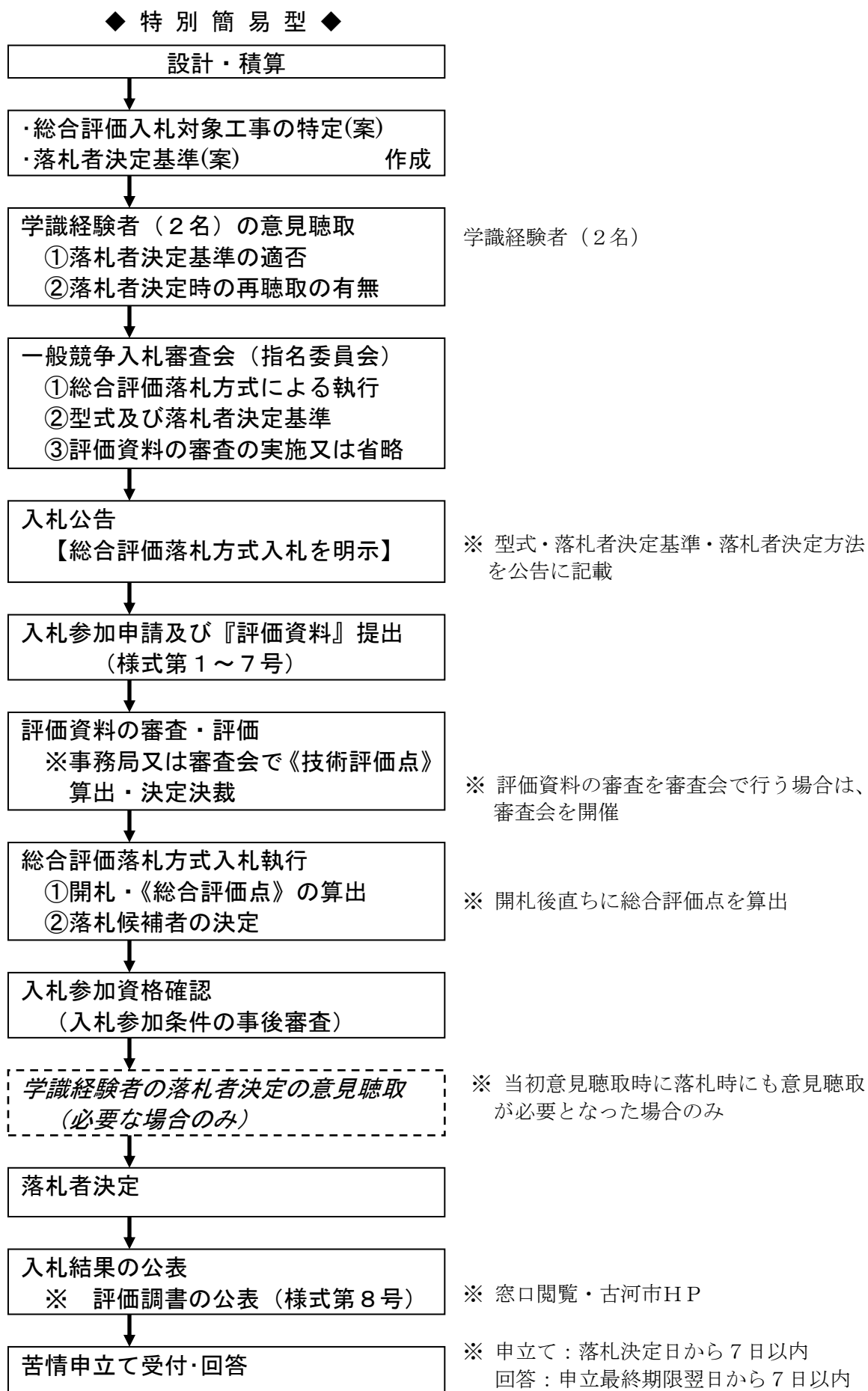
### (4) 意見聴取の方法

- ① 2名以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。
- ② 当面は、茨城県において委嘱している学識経験者2名から意見を聴取するものとする。
- ③ 総合評価落札方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、会議形式や個別面談により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、電子メール等の通信手段により行うものとする。なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により聴くこともできるものとする。
- ④ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファックス、電子メール等の通信手段により行うこととする。

## 4. 評価資料の審査及び審査委員会

評価資料の審査及び評価は、一般競争入札審査会又は指名委員会が行うものとする。ただし、数値等客観的事項のみの審査を行う場合であって、審査の省略について事前に審査会等の承認を得ているときは、事務局において審査するものとする。

5. 総合評価落札方式の実施手順





## 6. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

### (1) 入札説明書等

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 入札参加資格
- ③ 入札の評価に関する基準
  - ・ 評価項目、評価基準及びその得点配分
  - ・ 評価項目ごと最低限の要求要件
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

### (2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約（議決を要するものについては仮契約）後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 各入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④ 各入札参加者の総合評価点

### (3) 苦情申し立て等への対応

入札参加者又は技術資料提出者より入札又は技術資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

## 7. その他の留意事項

### (1) 電子入札の適用

総合評価落札方式の試行にあたっては、古河市電子入札試行要綱（平成 20 年告示第 245 号）を適用する。

### (2) 低入札価格調査制度の適用

古河市においては、ダンピング対策として最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用してきたところであるが、総合評価落札方式に関しては地方自治法等における最低制限価格を適用できる法的根拠が無いことから、総合評価落札方式を実施する際のダンピング対策としては、工事金額等に係わらず低入札価格調査制度を適用する。